

第4次長期計画後半期2年目となる平成18年度は、第4次長期計画前半期における研究関連事業の実績と経過の反省を踏まえつつ、研究高度化推進事業や学内研究助成制度をはじめとしたこれまでの研究関連事業を継続実施していく。

また、第4次長期計画後半期においては、これまで策定してきた研究計画を引き続き推進していくとともに、政府の第三次科学技術基本計画や研究を取り巻く諸情勢を視野に入れながら、さらなる研究実績の向上や研究環境の改善、また、研究支援体制の強化を図りつつ、21世紀に龍谷大学が世界に通用する先進的で卓越した研究教育機関として広く認知されるべく、本学における「研究支援に関する取り組み」、「研究高度化推進事業の展開」、「学外資金による研究の推進」、「各研究所の取り組み」、「知的財産に関する取り組み」について積極的な事業展開を行っていく。

1) 研究支援に関する取り組み

瀬田学舎において研究施設として新たに「智光館」を建設した。研究室、共同研究室、P Cルームを設置するとともに、現在、「REC棟」にある研究部（瀬田）を移転する。また、同館地階は「アフラシア平和開発研究センター」の研究拠点とすることにより「智光館」は瀬田学舎における研究中枢として機能することになる。

平成18年度からの実施に向けて、平成17年度に個人研究費をはじめとする様々な学内助成制度について検討がなされ、限られた財源の中で今日の研究環境を見据えた制度改善をおこなった。平成18年度からはこれら新しい学内助成制度に基づき、一層の研究環境の向上と研究支援の充実をまぎす。

2) 研究高度化推進事業の展開

現在5件の文部科学省学術研究高度化推進事業、「人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター(平成14年度採択)」「矯正・保護研究センターAFC(平成14年度採択)」「地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチセンター(平成15年度採択)」「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター(平成16年度採択)」「アフラシア平和開発研究センターAFC(平成17年度採択)」を引き続き推進するとともに、平成17年度で終了した「古典籍デジタル・アーカイブ研究センターAFC(継続申請中 代表：岡田至弘理工学部教授)」について3ヶ年の継続実施を行う。また、「情報通信システム研究センターHRC(申請中 代表：宮下豊勝理工学部教授)」「革新的材料・プロセス研究センターHRC(申請中 代表：大柳満之理工学部教授)」2件のHRCを新たに加え8件のプロジェクトを実施し、より一層の研究の高度化を推進していく。

なお、平成17年度新規事業として実施した大学独自の外部評価について平成18年度は「地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチセンター」「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」を対象に実施し、評価結果をもとに同研究プロジェクトの後半期における研究活動への有効的活用を図る。

また、大学が独自に実施する高度化推進事業として「アフガニスタン新発見仏教遺跡学術調査」を継続し、平成18年度は第2次学術調査隊の派遣に加え、アフガニスタンから若手研究者を本学に受入れ、研究者育成に取り組み、今後のアフガニスタンの文化復興支援への寄与と仏教研究の推進に務めていく。

3) 学外資金による研究の推進

出来る限り学費に依存することなく研究の財源を確保していくためにこれまで以上に科学研究費補助金等の公的補助金及び企業等からの受託研究費等の外部資金獲得に積極的に取り組んでいく。

科学研究費補助金は毎年度国家予算額が増額していることに鑑み、申請件数・採択件数ともに増加させることに努め補助金額1億円以上の獲得を目指す。

私立大学学術研究高度化推進事業に関しては第4次長期計画後半期の計画に基づく申請を行い高額研究費の獲得に努める。

受託研究費及び奨学寄付金についてはRECとの一層の連携を強めつつ本学の知的資産や研究シーズの有効活用に努め昨年以上の資金獲得を目指す。

4) 各研究所の取り組み

平成18年度は、従来どおり、各付置研究所において前年度に採択された個人研究、共同研究、指定研究等を実施するが、平成15年度に近年の学術研究の動向や研究を取り巻く環境変化を踏まえつつ答申された「研究政策について（答申）」において提起されている「研究所の活性化」について、平成17年度に全学研究運営会議、専門委員会（研究所）において検討された「研究所の在り方」（中間答申）に基づき更に具体的な検討を行い、4つの付置研究所の有する諸課題を整理しつつ「研究所の独自性」「研究課題の多様化」を考慮し本学の研究基盤としての機能を果たしうる新しい研究所の在り方を平成18年度中にとりまとめる。

5) 知的財産に関する取り組み

平成18年度は、まず従来どおり教員への個別ヒアリングを通じて発明の発掘作業や啓発活動をおこなう。併せて、既出願案件の審査請求を実施していく。権利確定までの予想される障害としては拒絶通知への対応が挙げられるが、顧問弁理士事務所と連携を図りながら権利確定を目指す。

また国内権利確定後は移転先の探索活動を展開する。案件によっては海外出願・審査請求をおこなっていく。これらのことは、単独出願か共同出願かによって選択肢や対応が異なるが、企業等外部との交渉等を積極的におこなっていく。

またその後は技術移転をRECや関西TLOと連携を図りながら的確かつ速やかに実施し、社会に還元される特許となるための活動を展開する。併せてアドバイザー派遣事業で得られた特許庁および発明協会との関係を維持していくことにも努めていく。